

セクハラ（セクシュアルハラスメント）による  
精神障害（うつ病・適応障害など）に関する  
労災請求等相談窓口について

つらい  
苦しい  
疲れた  
ひとり  
悩んで  
いません  
か  
セクハラ  
もう嫌だ  
消えて  
しまいたい

富山労働局では、職場内でのセクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病したと  
考えておられる方に向けて、労災請求に関する専用の相談窓口を設けています。

臨床心理士の資格を持った女性の専門調査員が対応し、秘密は厳守されますので、お気軽  
にご利用ください。

- ◆ 相談日時 : 毎月 第 2・4 木曜日  
午前9時から12時まで  
※ 予約制です。事前のご連絡をお願いします。
- ◆ 相談場所 : 富山労働局 労災補償課  
富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎3F

[ お問い合わせ又はご予約 ]

富山労働局 労災補償課

☎ 076-432-2739 ( 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 )